



公益社団法人 被害者支援センター すてっぷぐんま



すてっぷぐんま

第40号 2025年1月



巻頭言

私と被害者支援

弁護士 山崎由恵

平成21年12月に弁護士登録をしてから、丸15年が経ちました。いつまでも若手の気分でしたが、時が経つのは早いものです。

今から20年ほど前、私は東京で会社員をしていました。卒業した大学も法学部ではなく、法律とは無縁の仕事をして暮らしていました。

当時住んでいたのは千葉県にある社員寮でした。東京にある会社までは電車で約1時間、その車内で、興味のある本を色々読んでいたのですが、その中で衝撃の事実に出逢いました。それは、「強姦罪は親告罪であり、被害に遭って6か月以内に被害申告をしなければ、加害者を処罰することはできない。」というものです。

なお、「親告罪」とは、告訴がなければ刑事事件として起訴することができない犯罪を言い、告訴とは、被害者が、捜査機関に対し被害の事実を申告し、かつ犯人の処罰を求める意思表示をすることを言います。

私がある時読んだ本のタイトルや著者などは全く記憶しておらず、曖昧な記憶で恐縮なのですが、その本には、告訴期間が6か月に制限されている理由として「加害者の法的安定性を守るため」と書かれていたと記憶しています。

強姦罪が親告罪であることはまだしも、告訴期間が6か月に制限されていて、それが加害者の地位の安定のためだなんて…！

当時の私は怒りに震えるとともに、私が知らないだけで、このようなおかしい法律がたくさんあ

るのではないかと疑問をもつようになりました。

当時、司法制度改革が進んでおり、法科大学院ができたばかりであったこと、自分の仕事に疑問を持ち始めていたことなどが重なって、私は思い切って仕事を辞め、法科大学院に入学しました。

その後、「弁護士になって性犯罪被害女性の支援をしたい」ということが大きな動機となり、必死に勉強して司法試験に合格し、今に至ります。昨年には、すてっぷぐんまの理事に就任させて頂くこともできました。

その後の改正により、強姦罪は親告罪ではなくなり、同様の罪は不同意性交等罪として整理され、男性被害者も対象となっています。

私も、性犯罪に関わらず、様々な被害者の方と関わらせて頂くようになり、もちろん男性被害者の方の支援もさせて頂いています。今後は、被害者の方を女性・男性で分けることを控える視点も必要になるのではないかと感じています。

被害者の方々と接していると、加害者の処罰や金銭の支払いなどでは到底癒すことのできない辛さを感じ、私ができることなどほんの僅かであることを痛感します。

しかし、すてっぷぐんまの支援員や相談員の方々、警察の被害者支援担当の方々などと連携し、少しでも被害者の方の負担が軽くなり、前に進んでいけるようなお手伝いが私にもできると信じて、これからも支援を続けていきたいと思っています。

令和6年度 「被害者支援講演会」

11月30日(土)、群馬県庁2階のビジターセンターにて令和6年度被害者支援講演会を開催しました。千葉県弁護士会の弁護士であり、被害者ご遺族でもある伊東秀彦氏を講師としてお招きし「犯罪被害者遺族 兼 弁護士として」をテーマにお話しいただきました。

映画制作を学ぶために留学中だった伊東さんのお兄さん(当時19歳)は、1994年に起きた日本人留学生銃撃事件の被害者となり、命を奪われてしまいました。当時、中学生だった伊東さんは混乱するご両親を目の前に、どうすることもできずにいたそうです。「あのとき、相談できる専門職が近くにいたら違ったと思う」と話すと同時に、近所の方たちに助けられたとも語りました。「専門職でなくてもできる支援がある。みなそれぞれ人生において辛いことや苦しいことも経験している。その人生経験をフルに活用できるのが被害者支援だと思う」との言葉が印象的でした。被害にあわれた方を社会全体で支えていくことの必要性を、改めて感じた講演会でした。

〈日本人留学生銃撃事件〉 1994年3月、米カリフォルニア州ロサンゼルス市のショッピングセンターの駐車場で、留学中だった大学生 伊東拓磨さんと友人(いずれも当時19歳)が、突然、男に襲われ、拳銃で撃たれて死亡した。事件当時10代だった男は96年に陪審員による裁判で死刑判決を受けたものの、裁判は複雑化し、事件から30年経った現在も継続している。

2024年11月30日(土)
群馬県庁2階 ビジターセンター



小磯理事長「玉村町人権教育啓発講演会」 において講演

11月27日(水)、玉村町文化センターにて令和6年度玉村町人権教育啓発講演会が行なわれ、小磯正康理事長が犯罪被害者支援についてお話ししました。



支援活動員養成講座

12月7日、8日の2日間にわたり、令和6年度支援活動員養成講座をZoomにて開催しました。

小磯理事長によるすてっぷぐんま支援活動員の役割等についての講義を皮切りに、関係各機関講師から、多角的な視点で、支援についてのご講義をいただき、40名の受講者が耳を傾けました。

全国被害者支援ネットワーク 関東甲信越ブロック事務局長会議

約10年ぶりに群馬のセンターが担当しての事務局長会議が、10月2日、前橋市内のホテルサンダーソンにて開催されました。

全国被害者支援ネットワークの専務理事とブロック理事、1都9県の事務局長が一堂に会して、各センターにおける課題について検討しました。



12月7日(土)

◆ 1日目 ◆

コマ・時間	講義内容	講師
9:45 ~ 10:00	オリエンテーション・注意事項	すてっぷぐんま相談員
① 10:00 ~ 10:50	早期援助団体とは / 支援活動員の役割と遵守事項	被害者支援センター すてっぷぐんま 理事長 小磯 正康
② 11:00 ~ 12:00	裁判所における被害者対応について	前橋地方裁判所 裁判官 黒田 真紀氏
12:00 ~ 13:00 昼食 (60分間)		
③ 13:00 ~ 14:30	トラウマケアに役立つ ポリヴェーガル理論入門	PTSDケア 松本メンタルクリニック 院長 松本 功氏
④ 14:40 ~ 15:25	SNS 誹謗中傷犯罪の現状について	群馬県警察サイバーセンター 警部補 菊池 尚氏
⑤ 15:35 ~ 16:35	法テラスにおける被害者支援について	法テラス群馬 事務局長 永瀬 清明氏

12月8日(日)

◆ 2日目 ◆

⑥ 9:00 ~ 10:00	児童虐待と犯罪被害者支援	群馬県中央児童相談所 所長 入澤 康行氏
⑦ 10:10 ~ 11:30	心理士の視点から見た被害者支援	武蔵野心理教育研究所長 臨床心理士 塚田 展子氏
⑧ 11:40 ~ 12:10	社会資源の活用と連携支援について	群馬県性暴力被害者サポートセンター Save ぐんま 相談員 一倉 早苗
12:10 ~ 13:00 昼食 (50分間)		
⑨ 13:00 ~ 14:30	性犯罪に関する刑事法改正のあゆみ ～被害者保護の観点から	桜みらい法律事務所 弁護士 上谷 さくら氏
⑩ 14:40 ~ 15:40	犯罪被害者等支援条例の施行後の対応 について	群馬府犯罪被害者等支援推進課 地方公共団体アドバイザー 木本 克己氏
⑪ 15:50 ~ 16:20	すてっぷぐんまの活動について	被害者支援センター すてっぷぐんま 相談員 清水 裕美
16:20 ~	意見交換	

犯罪被害者等市町村担当者研修会を開催しました

群馬県から委託を受け、7月10日(水)、県内各市町村で犯罪被害者窓口を担当する職員を対象にした研修会をぐんま男女共同参画センターにて行ないました。

前半では、犯罪被害者遺族であり新全国犯罪被害者の会（新あすの会）副代表幹事を務められている渡邊 保さんが「犯罪被害者になって思うこと～犯罪被害者施策の充実を求めて～」と題してご自身の体験や活動について講演されました。

後半は、グループに別れて相談対応を想定したロールプレイを実施。それぞれの市町村における被害者支援条例なども参照しながら窓口担当者としての姿勢や留意点を確認していました。

2024年7月10日（水）
ぐんま男女共同参画センター



みどり市、甘楽町と支援業務の連携協定を締結

県内各市町村における犯罪被害者等支援条例の施行に伴い、被害者支援をより充実させ連携を深めるために7月1日にみどり市、7月30日に甘楽町と警察署、当センターの間で三者協定を締結しました。



みどり市との締結式



甘楽町との締結式

市町村における「犯罪被害者等支援の担当職員研修」

～藤岡市 9/19 開催・前橋市 10/7 開催～

藤岡市や前橋市と連携して、すてっぶぐんま相談員が犯罪被害者支援についてお話ししました。

両市とも犯罪被害者支援に関わる様々な部署の職員が参加され、「被害者がおかれている生活面や心の状況」や「市町村に求められる支援はどのようなものか」など、日々の相談や支援の体験からの話を耳を傾けていました。



前橋市



藤岡市

Save News

性暴力被害者支援講座のご報告



7月27日(土)に群馬県庁（ビジターセンター）で、「性暴力被害者支援講座」を開催しました。

「性暴力被害者の影響と心理的ケアの重要性」について、長年性犯罪被害者支援の実践をしながら、教育と研究もされている齋藤梓先生にご講演いただきました。各関係機関の方々に多数ご参加いただきました。ありがとうございました。

トピックス

令和7年度版 被害者支援冊子ができました

令和5年度版で表紙や内容を一新した被害者支援冊子も3冊目となりました。

巻頭インタビューは「多機関連携」について木村副理事長にお話しいただき、前2号と合わせ読むことで、被害者支援のあらましがわかりいただけるようテーマを選んでいきます。

前号に引き続きコミカルなイラストで解説し、新たに執筆していただいた手記とともに、今号も読み応えのある冊子となりました。



クリアファイルを作りました



昨年度、好評を博したクリアファイルの第2弾を制作しました。今回のイラストも人気画家おかべつろう先生の作品で、A4、A5の2サイズがあります。

花に囲まれてたたずむ白猫には「You Are Not Alone ～ひとりじゃないよ～」のメッセージが描かれ、持つ方の心を癒やしてくれることと思います。クリアファイルは、今後も啓発行事で配布したり、相談にいらした方にお渡ししていきます。

賛助会員・ご寄附のお願い

私たちの活動は、皆様からの会費・ご寄附により支えられています。

被害者の方が安心して相談出来るセンターでありたいと、日々努力しています。皆さまの温かいご支援・ご協力をよろしくお願ひいたします。

賛助会員とは当センターの目的に賛同し、事業を財政面で支援する法人・団体または個人です。

賛助会員【年会費】

- ・個人会員 1口 1,000円より
- ・法人・団体会員 1口 10,000円より

※会費は何口でも結構です。なお、寄附金については、金額は問いません。

事業所・団体の皆様へ 社会貢献型自動販売機設置のお願い

すてっぷぐんまでは、平成24年度から売上金の一部が寄附されるすてっぷぐんま仕様のラッピング付き清涼飲料水自動販売機の設置をお願いしております。

- 振込先口座番号（郵便局振替）
00160-9-473135
- ゆうちょ銀行（ゆうちょ以外から）
〇一九（ゼロイチキユウ）支店
当座 473135
- 口座名
被害者支援センターすてっぷぐんま

すてっぷぐんま相談電話

犯罪の被害にあわれてお困りの方は、お気軽にお電話ください。

相談無料・秘密厳守

☎027-253-9991

月～金 10:00～16:00（年末年始、祝日を除く）

群馬県性暴力被害者サポートセンター Saveぐんま

性暴力被害者の支援を行っています。

ひとりで悩まずに、まずはお電話ください。

相談無料・秘密厳守

☎027-329-6125

月～金
9:00～17:00
（年末年始、祝日を除く）

※受付時間以外は全国一律のコールセンターにつながります。

群馬県インターネット上の誹謗中傷相談窓口

ネットの誹謗中傷にお悩みの方は、お気軽にご連絡ください

相談無料・秘密厳守

☎027-212-0091

月～金 9:00～12:00 13:00～16:00（年末年始、祝日を除く）

相談窓口メールアドレス（24時間受付）

netsoudan@step-gunma.org

※相談に対する回答は、左記相談電話の時間内となります



編集・発行



公益社団法人

被害者支援センター すてっぷぐんま

〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町26-7 ヤマコビル5F

TEL/FAX 027-253-9992 <https://www.step-gunma.org>

